

令和4年11月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第168号 懲戒処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年8月22日

判 決

5 大阪府

原 告	松 田 韶 雄
同訴訟代理人弁護士	冠 木 彦 郎
同	谷 次 郎
同	櫻 井 聰

10 大阪市北区中之島1丁目3番20号

被 告	大 阪 市
処分行政庁兼代表者	大 阪 市 教 育 委 員 会
同 代 表 者 教 育 長	山 本 晋 次
同訴訟代理人弁護士	夏 住 要 一 郎
同	加 古 洋 輔

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

大阪市教育委員会が原告に対してした平成27年5月13日付け懲戒処分(戒告。以下「本件処分」という。)を取り消す。

第2 事業の概要

本件は、大阪市立中学校の教諭であった原告が、所属校において実施された卒業証書授与式において、国歌斉唱時に起立斉唱を命ぜる旨の校長の職務命令等に従わなかったとして、大阪市教育委員会(処分行政庁。以下「市教委」と

いう。)から本件処分を受けたため、被告を相手として、その取消しを求める事案である。

1 前提事実（証拠等を引用しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 関係法令等の定め

5 本件に関連する法令の定めは、別紙「本件に関連する法律及び条例一覧」記載のとおりである（以下、法令の略称については、同別紙に記載のものを用いる。）。

(2) 当事者等

ア 原告

10 原告は、昭和55年4月、被告に任用され、平成26年4月、大阪市立中野中学校（以下「本件中学校」という。）に赴任し、定年退職後の平成28年4月、再任用された。

イ 被告等

被告は、市教委を設置する普通地方公共団体である。

15 市教委は、被告の処理する教育に関する事務を管理執行する行政庁であり、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する権限を有している（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条3号）。

20 本件中学校の校長は、平成27年当時、山本哲哉（以下「山本校長」という。）であった。

(3) 職務命令の発令等

ア 大阪市教育長による通知

25 大阪市教育長は、平成27年1月23日付けで、各校園長宛に、下記内容の「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について（通知）」（甲6、乙4。以下「教育長通知」という。）を発出した。

なお、大阪市は、平成24年2月29日、市国旗国歌条例を施行し、大

阪市教育長は、同日付け、平成25年2月21日付け及び平成26年2月6日付けで、各校園長宛に、教育長通知と同内容の通知を発出している（甲3、乙1～3）。

記

5 (ア) これまでも「音楽の授業等における国歌斉唱の指導を進める」「卒業式及び入学式においては、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」「式典においては、檀上正面に国旗を掲揚するなど、国旗を尊重する態度を育てる」等について、各校園に通知してきたところであり、本年度の卒業式及び次年度の入学式においても適切に実施すること。

10 (イ) 生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが、教育の効果を高める大切な事項であることを教員に周知すること。

(ウ) 市国旗国歌条例4条は、市立学校の行事において行われる国歌の斉唱について教職員に起立により斎唱を行うことを規定したものであり、行事において行われる国歌斎唱の際に起立しないことは、市国旗国歌条例に反する行為となる。卒業式及び入学式等における国歌斉唱に当たっては、式場内の全ての教員は起立して斎唱するよう校園長より職務命令を行うこと。

イ 職務命令の発令

15 (ア) 山本校長は、平成27年2月18日、原告を含む本件中学校の全教員に対し、口頭で、卒業式及び入学式（以下「卒業式等」という。）における国歌斎唱時の起立斎唱を求める旨の職務命令（以下「本件職務命令①」という。）を発した。

(イ) 山本校長は、同年3月9日、原告を含む本件中学校の全教員に対し、

口頭で、上記(ア)と同内容の職務命令（以下「本件職務命令②」という。）を発した。

(イ) 山本校長は、翌10日、原告に対し、原告宛ての「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について」と題する書面（甲9、乙5。

5 以下「本件職務命令書」という。）をもって、上記(ア)と同内容の職務命令（以下「本件職務命令③」といい、本件職務命令①～③を併せて「本件各職務命令」という。）を発した。

(4) 原告が卒業証書授与式の国家斉唱時に起立斉唱をしなかったこと

原告は、平成27年3月12日、本件中学校において実施された卒業証書授与式（以下「本件卒業式」という。）の国歌斉唱時に起立斉唱をしなかつた（以下「本件不起立等」という。）。

(5) 本件処分

市教委は、原告に対し、平成27年5月13日付で、本件不起立等が本件各職務命令及び市国旗国歌条例に違反し、地公法32条が規定する法令及び上司の職務上の命令に従う義務に違反するとともに、被告の職員としての職の信用を著しく傷つけ、学校教育に寄せる生徒・保護者及び市民の信頼を大きく裏切るものであることから同法33条が規定する信用失墜行為の禁止に違反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるといわざるを得ず、同法29条1項各号の懲戒事由に該当するとして、本件処分をした（甲1の1・2）。

(6) 審査請求

原告は、平成27年7月10日付で、大阪市人事委員会に対し、本件処分につき審査請求をしたが、同委員会は、令和2年6月22日付で本件処分を承認する旨の裁決をした（甲10）。

(7) 本件訴訟の提起

原告は、令和2年12月17日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顧著な

事実)。

2 争点

- (1) 本件各職務命令が国民主権原理に反するか（争点 1）
- (2) 本件各職務命令及び市国旗国歌条例が原告及び生徒らの思想及び良心の自由を侵害するか（争点 2）
- 5 (3) 本件各職務命令及び市国旗国歌条例が生徒らの学習権及び原告の教育の自由を侵害するか（争点 3）
- (4) 市国旗国歌条例が国旗国歌法に矛盾抵触し、無効か（争点 4）
- (5) 市国旗国歌条例違反事例における市職員基本条例の適用が違憲、違法か
10 (争点 5)
- (6) 本件各職務命令が国際法に違反するか（争点 6）
- (7) 教育長通知によって式次第が定められた本件卒業式の実施が違憲、違法か
（争点 7）
- (8) 本件不起立等が地公法 33 条の信用失墜行為に当たるか（争点 8）
- (9) 本件処分の処分量定に裁量権の逸脱又は濫用があるか（争点 9）
- 15 (10) 本件処分に手続違背があるか（争点 10）

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点 1（本件各職務命令が国民主権原理に反するか）について
(被告の主張)

20 日本国憲法は、象徴天皇制を大前提としており、国歌である「君が代」が天皇制と密接に関連するものであることなどの理由で公立学校における卒業式等の式典において国歌を斉唱することを禁止するものではない。本件各職務命令は、天皇主権を礼賛するものでなければ、国民主権原理に反する行為を強制するものでもないから、国民主権原理に反しない。

25 (原告の主張)

「君が代」は、天皇を主権者とした大日本帝国憲法の下で日本の国歌とさ

5 れ、その歌詞は天皇制を讃える内容である。そして、学校儀式において「君が代」を起立齊唱する習慣は、戦前・戦中の教育勅語を根拠とした天皇贊美教育の重要な構成部分として行われてきた紀元節、天長節等の学校儀式に由来するものである。したがって、公立学校の儀式で「君が代」を起立齊唱させることは、天皇主権を礼賛することと同様であり、本件各職務命令は、国民主権原理に反する行為を強制するものであって、違憲無効である。

10 (2) 爭点2 (本件各職務命令及び市国旗国歌条例が原告及び生徒らの思想及び良心の自由を侵害するか)について

15 (被告の主張)

ア 本件各職務命令について

(ア) 原告の思想及び良心の自由を侵害しないこと

最高裁平成23年6月14日第三小法廷判決・民集65巻4号214
8頁(以下「最高裁平成23年判決」という。)及び同判決が引用する
多数の最高裁判決に照らすと、本件各職務命令は、原告の思想及び良心
の自由を侵害するものではない。

20 市国旗国歌条例は、最高裁平成23年判決の後に施行されたが、その
目的は、市民、とりわけ次世代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、そ
れらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、
他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと(1条)
であり、原告が次のとおり主張するような目的を有するものではないか
ら、本件は、最高裁平成23年判決と何ら前提を異にしない。

(イ) 生徒らの思想及び良心の自由を侵害しないこと

25 a 教育長通知に基づいて国旗や国歌の指導を行うことが生徒らの思想
及び良心の自由を侵害するとはいえないから、本件各職務命令は、生
徒らの思想及び良心の自由を侵害するものではない。

b 本件各職務命令は、生徒らに対して発せられたものではないから、

その名宛人ではない生徒らの思想及び良心の自由を侵害するとの理由で本件各職務命令の効力を争うことはできない（行政事件訴訟法10条1項参照）。

イ 市国旗国歌条例について

5 上述したとおり、公立学校の式典の国歌斉唱時に起立斉唱を命ずることは思想及び良心の自由を侵害するものではないから、大阪市立学校の行事において教職員に対して国歌斉唱時の起立斉唱を義務付けることを定める市国旗国歌条例は違憲、違法ではない。

（原告の主張）

ア 本件各職務命令について

（ア）原告の思想及び良心の自由を侵害すること

a 原告は、自身の主義主張に基づき、「君が代」の起立斉唱を一律に強制することについて否定的に評価する思想を有しており、卒業式等の国歌斉唱時に起立斉唱することを肯定できない。本件各職務命令は、そのような思想信条を持つ原告に対して卒業式等の国歌斉唱時に起立斉唱を命ずるものであり、原告の思想に反する行動を命じるものであるから、原告の思想及び良心の自由を侵害する。

b 原告が「君が代」を起立斉唱しなかったことにより、本件卒業式の行事進行に混乱は生じていない。原告は、「君が代」を起立斉唱しないという消極的な行動をとったにすぎず、本件卒業式は円滑に遂行されていた。本件各職務命令が発せられた時点でも、「君が代」を起立斉唱しないことによって、本件卒業式の進行が中断されるということは考えられず、本件卒業式の混乱が生じるおそれは全くなかった。

したがって、本件各職務命令は、その目的としている事実の基礎を欠いて発せられたものであり、原告の思想及び良心の自由を制約する正当な目的がなく、原告の上記自由を侵害する。

c 本件各職務命令は、市国旗国歌条例及び市職員基本条例の下で発せられたものである。市国旗国歌条例は、生徒らに対し国旗国歌によって象徴される国家それ自体に対する敬意の表明を自然なものとする調教教育を行う目的及び刷り込み教育を阻害する教職員を排除するという目的を有するから、市国旗国歌条例下での「君が代」の起立斉唱行為は、儀礼的な所作として間接的な制限であるとはいはず、原告の思想及び良心の自由を直接的に制限するものであり、最高裁平成23年判決の事案とは異なる。

d 学校における「卒業式等の日の丸掲揚・君が代斉唱」の儀式は、戦前の天皇主権時代の形式から「御真影」と「教育勅語奉読」を外しただけの権力的儀式であるから、卒業式等の国歌斉唱時の起立斉唱は「慣例上の儀礼的所作」などではない。また、「君が代」の起立斉唱を命ずる行為は、命じられた者にとっては自らの思想及び良心に反する行動を強制されているから、直接的制約として思想及び自由を侵害する。

(イ) 生徒らの思想及び良心の自由を侵害すること

a 生徒らの中には「君が代」の起立斉唱について不起立をするという思想を持つ者もいることが当然に予想される。しかし、市教委は、戦前日本の国家主義、全体主義に利用されてきた「君が代」の歴史的役割を生徒らに十分に教えないまま、卒業式等という生涯にわたって生徒らの記憶に残り得る節目となる式典において、成長過程にあって判断能力が未熟な生徒らの眼前で、生徒らの模範となる教員に対して「君が代」の起立斉唱を強制することによって、生徒らに「君が代」を国歌として敬愛すべきという思想を刷り込んでいる。

したがって、本件各職務命令は、生徒らの思想及び良心の自由を侵害する。



b 本件で侵害されている第三者の権利は、生徒らの思想及び良心の自由であり、精神的自由権の一つで重要な権利である。そして、生徒らは未だ成長過程にあって判断能力が未熟であることから、権利侵害を受けた時点で自らの権利保護の主張をすることは困難であり、一度思想良心の侵害を受けると、成人になっても権利主張することは事実上困難である。教員は、生徒らに対し、人格と能力を最大限に発達させるために必要な学習を継続的に提供する義務を有する立場にある一方、生徒らは、教員に対し、学習を求める権利を有する立場にあり、両者は、直接の人間的ふれあいを通じて教育効果を高めていく関係にある。

したがって、公権力の介入により、生徒らが教育課程において思想及び良心の自由を侵害された場合、教員は、生徒らの思想及び良心の自由の侵害につき利害関係を有しており、生徒らに対する思想及び良心の自由の侵害を主張できる。

イ 市国旗国歌条例について

(ア) 原告の思想及び良心の自由を侵害すること

a 「君が代」については、その歴史的経過から、教職員の中に「君が代」を起立斉唱することは自らの歴史観・世界観に反する、「君が代」の起立斉唱を一律に強制すべきでないなどの思想良心を有する者がいることは当然である。市国旗国歌条例4条は、そのような思想良心を有する教職員に対して不可避的に自らの思想良心に反する行動を強いるものであるから、教員である原告の思想及び良心の自由を侵害する。

b 市国旗国歌条例は、子どもが我が国と郷土を愛する意識の高揚に資することを目的としており、「君が代」の起立斉唱行為は、一定の意味付けがされた行為であるといえ、「慣例上の儀礼的な所作」とはいえない。愛国心や郷土愛を育てるために教育現場で「君が代」を起立斉唱させる行為は、原告の歴史観又は世界観を否定することと不可分



に結び付くものであり、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することが困難であるとはいえないから、原告の思想及び良心の自由を直ちに制約するものである。

c 市国旗国歌条例は、究極的には、市民に対し、国政への敬愛及び忠誠を求めるものである。国政という公権力が国民に対して自らに敬愛及び忠誠という道徳的評価を伴うことを求めるために国民の自由権を制限すること自体に規制権限がなく、国民の少数派に対して多数への尊重と服従を求めることが同義であり、個人の自由を保障した憲法の根本的原理に反するものであるから、国政が国民に対して国家への敬愛及び忠誠を求めるることは正当な目的とはならない。

仮に市国旗国歌条例の目的が不当なものではないとしても、教員に対して「君が代」の起立齊唱を義務付け、生徒らに「君が代」の起立齊唱を指導させることによって、生徒らの愛国心及び郷土愛が育つとする根拠が全く明確ではないから、教員に対して「君が代」の起立齊唱を強制することは市国旗国歌条例の目的を達成する手段として合理的な関連性がない。

したがって、市国旗国歌条例は、原告の思想及び良心の自由を侵害する。

(イ) 生徒らの思想及び良心の自由を侵害すること

市国旗国歌条例の目的は、学校において全員が「日の丸」に対して起立し、「君が代」を齊唱する場面を強制的に作出することで、戦前の学校儀式と同じく国家が「従うべき崇高なもの」というイメージを生徒らに刷り込むことにあるから、市国旗国歌条例は、生徒らの思想及び良心の自由を侵害する。

25 (3) 争点3（本件各職務命令及び市国旗国歌条例が生徒らの学習権及び原告の教育の自由を侵害するか）について

(被告の主張)

ア 本件各職務命令について

(ア) 生徒らの学習権及び原告の教育の自由を侵害しないこと

国旗や国歌を尊重することが国際慣習となっていることは周知の事実であり、卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱は、儀式的行事において、市立中学校の教員という社会的な立場にある者として通常想定される行動であり、教員の教育上の信念等を否定したり、特定の思想や観念と結びついたりするものと評価することはできない。本件各職務命令によって卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を教員に対して義務付けることが、教員に対し、一方的な見解や観念を生徒らに教授したり、植え付けたりすることを強制し、教員に認められた指導上の裁量を不当に制約するものとはいえないから、本件各職務命令は、生徒らの学習権や教員である原告の教育の自由を侵害するものではない。

(イ) 原告が生徒らの権利侵害を主張できないこと

前記(2) (被告の主張) ア(イ)b のとおりである。

イ 市国旗国歌条例について

市国旗国歌条例は、生徒らの学習権や教員である原告の教育の自由を侵害するものではない。

(原告の主張)

ア 本件各職務命令について

(ア) 原告の教育の自由を侵害すること

原告は、「君が代」の歌詞の意味及び戦前に「君が代」がどのように使用されたかという歴史的な事実を生徒らに教えないまま起立斉唱させる教育方法に反対の立場である。それにもかかわらず、市教委は、本件各職務命令に基づき、原告に対して「君が代」の起立斉唱を強制することによって、あたかも原告が生徒らに対する模範として「君が代」の起



立齊唱をしているかのような印象を生徒らに与えさせることで、本来原告が望まない教育方法を原告に強いている。

したがって、本件各職務命令は、原告の教育の自由を侵害する。

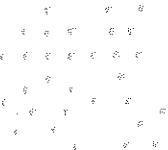
(イ) 生徒らの学習権を侵害すること

市教委は、戦前日本の国家主義、全体主義に利用されてきた「君が代」の歴史的役割を生徒らに十分に教えないまま、本件各職務命令により教員に対して卒業式等における「君が代」の起立齊唱を強制し、生徒らに「君が代」の起立齊唱をするよう指導している。教職員の中には、過去の「君が代」の歴史的役割を重視し、一律に起立齊唱を強制することに反対する思想を持つ者がいるものの、市教委は、当該教員に対しても、不利益処分をもって「君が代」の起立齊唱を強制しており、生徒らの模範となるべき教員が「君が代」の起立齊唱に従っている姿を生徒らに見せつけることで、「君が代」を国歌として敬愛させるという「刷り込み式愛国心教育」を行っている。このような刷り込み教育は、生徒らの理性的思考を遮断し、自由かつ独立した個人としての人格成長を阻害するものである。

したがって、本件各職務命令は、公権力による公教育への不当な介入であり、生徒らの学習権を侵害する。なお、原告が生徒らの権利侵害を主張できることは、前記(2)（原告の主張）ア(イ)bのとおりである。

イ 市国旗国歌条例について

市国旗国歌条例4条は、上記ア(イ)のとおり、「刷り込み式愛国心教育」を行うもので、公権力による不当な介入であり、かつ、過去の「君が代」の歴史的役割を重視し、「君が代」の起立齊唱を強制することに反対する思想を持つ教職員に対しても、一律に「君が代」の起立齊唱を強制し、「君が代」に批判的な姿勢をとることを許さず、敬意を表明しなければならないという一方的な観念を生徒らに植え付けるような内容の教育方



法を教職員に対して強いるものである。したがって、同条は、生徒らの学習権及び原告の教育の自由を侵害する。

5 (4) 争点 4 (市国旗国歌条例が国旗国歌法に矛盾抵触し、無効か) について
(被告の主張)

国旗国歌法は日本における旧来の習慣を法文化したものである。市国旗国歌条例は、国歌斉唱時に起立斉唱するという日本における旧来の習慣を条例化したもので、同法の趣旨に沿うものである。したがって、市国旗国歌条例は、国旗国歌法に反しない。

10 (原告の主張)

国旗国歌法は、単に国旗が「日の丸」であること、国歌が「君が代」であることを定めることのみを目的とし、国旗国歌についていかなる規制も施すことなく放置すべきものとする趣旨であるといえる。

したがって、市国旗国歌条例は、国旗国歌について具体的な義務を課している点で国旗国歌法の趣旨に反するから、無効である。

15 (5) 争点 5 (市国旗国歌条例違反事例における市職員基本条例の適用が違憲、違法か) について
(被告の主張)

市職員基本条例 43 条 5 項は、その適用の前提として同条 1 項、4 項の要件を満たす必要がある上、分限免職処分が「できる」と規定するにすぎない。すなわち、形式的に職務命令違反行為の累計が「5回」又は「(同内容の) 3回」という要件を具備したとしても、事案の内容、態様、動機等によっては分限免職処分をしないこともあり得るのであり、他方で、「5回」又は「(同内容の) 3回」という要件を具備しない場合であっても、事案の内容、態様、動機等に鑑み、分限免職処分をすることもあり得る。

25 このように、懲戒処分としての戒告は、あくまで地公法の規定に基づいてされるものであり、市職員基本条例 43 条 5 項は、地公法 28 条 1 項 3 号の

要件該当性判断に関する1つの基準を定めたものにすぎない。市職員基本条例43条5項によって教員に対する戒告処分の程度が重くなったとはいえず、本件処分が教員の思想及び良心の自由を強度に侵害するものではない。

したがって、市国旗国歌条例違反において市職員基本条例の適用が違憲、違法であるとはいえない。

5 (原告の主張)

市職員基本条例28条1項は、「職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせ」た場合は減給又は戒告処分と定めているが（別表11項）、市職員基本条例43条5項は、任命権者が同条1項の措置を講じた場合に当該職員による職務命令違反行為の累計が5回となるときは（職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあっては3回）、当該職員を分限処分として免職できると規定している。

10 本件各職務命令は、自身の世界観、人生観、主義主張に基づき「君が代」の起立斉唱を一律強制することについて否定的に評価する思想を持ち、卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱をしないとする教員に対して発せられたものであり、卒業式等が各年度にそれぞれ1回ずつ挙行されることからすると、同様の職務命令が繰り返し発せられることが予想される。

15 そうすると、上記のような思想を持つ教員は、短期間に処分歴が累積する可能性が高く、より重い処分である免職処分がされる高度の蓋然性がある。

20 「君が代」を起立斉唱しない行為は、思想及び良心の自由に基づき保障される行為であり、憲法上の重要な価値を含む行為である。思想及び良心の自由の外部的行為である「君が代」斉唱時の不起立行為にまで、市職員基本条例を適用して画一的処理を行うことは、最高裁平成24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁の趣旨に反し、また、将来的により重い免職処分をするという威嚇効果を伴って教職員に対し、自己の信念を捨てか教職員としての身分を捨てるかの選択を迫るものであって、教職員の思

想及び良心の自由を強度に侵害するものである。

したがって、本件不起立等について、市職員基本条例を適用して本件処分をすることは、違憲、違法である。

(6) 争点6（本件各職務命令が国際法に違反するか）について

5 (被告の主張)

ア 市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）について

10 (ア) 自由権規約2条1項は、国内法の整備による具体化を経ることなく、国内の裁判所において適用可能なものではない。この点を措くとしても、自由権規約は憲法とは異なる独自の権利を定めたものではなく、本件処分は、原告の憲法上の自由を何ら侵害するものではなく、同条項の「意見」による差別をするものでもなければ、これらの意見に関する自由を侵害するものでもない。

15 (イ) 卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するもので、原告の思想・信条を否定することと不可分に結びつくものではなく、特定の宗教を信仰することやこれに反する信仰を持つことを禁止したりするものではないし、特定の信仰の有無について告白することを強要するものもない。このような理解を前提とすれば、本件各職務命令は、自由権規約18条1項、2項には違反しない。

20 (ウ) 自由権規約は憲法と異なる独自の権利を定めたものとはいえず、本件処分は、原告の憲法上の自由を何ら侵害するものではないから、本件各職務命令は自由権規約19条には違反しない。

イ 児童の権利に関する条約（以下「児童権利条約」という。）について

25 前記(2)（被告の主張）ア(イ)のとおり、本件各職務命令は、生徒らの思想及び良心の自由を侵害するものではなく、また、原告は、生徒らの権利

を主張することができる立場にはないから、本件処分は児童権利条約に違反しない。

ウ 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）「教員の地位に関する勧告」について

ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、条約のような法的拘束力を持つものではなく、本件処分の法的効力に影響しない。したがって、本件各職務命令が、ユネスコ「教員の地位に関する勧告」に違反して違法になることはない。

(原告の主張)

ア 自由権規約について

(ア) 本件処分は、原告の国旗国歌又は国旗国歌教育に対する意見に基づく差別をしており、自由権規約2条1項に違反する。

(イ) 自由権規約18条の権利を制限できるのは、①公共の安全や他者の基本的な権利・自由等の保護が目的であること、②法律による制限であること、③必要不可欠であることの要件を満たす必要がある。

①について、本件各職務命令は、愛国心の刷り込み教育のために発出されたものといわざるを得ず、公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他者の基本的な権利及び自由の保護を目的としておらず、およそ正当な目的があるとはいえない。

②について、国旗国歌法は、起立斉唱義務を定めておらず、市国旗国歌条例はそもそも無効であるから、原告の権利制約の根拠にはなり得ない。

③について、他者の基本的な権利及び自由の保護を考えたとしても、消極的な着席について制約することはおよそ必要不可欠なものとはいえない。

したがって、本件各職務命令は、自由権規約18条1項から3項に違

反する。

(ウ) 原告は、教育長通知が教育の本質的営みを壊すという意見を有しているところ、本件各職務命令は、原告の上記意見を持つ権利に干渉するものにほかならないから、自由権規約19条に違反する。

イ 児童権利条約について

(ア) 本来、生徒らの思想に基づく宗教又は信念を表明する権利は、制約できない。しかるに、被告は、市国旗国歌条例及び教育長通知により、生徒らに対して、卒業式等において「君が代」を起立斉唱するよう教職員に指導し、生徒らに一律の国歌斉唱をさせている。

したがって、市国旗国歌条例及び教育長通知は、児童権利条約12条、14条に違反する。

また、市国旗国歌条例及び教育長通知は、国歌斉唱についての具体的な指導については何ら指示せず、機械的に国歌斉唱を行うよう生徒らに指導する内容になっている。これは、生徒らが「君が代」の起立斉唱についての「あらゆる種類の情報及び考え方」を要求・受領する権利を侵害しているから、児童権利条約13条に違反する。

さらに、市国旗国歌条例及び教育長通知による生徒らに対する国歌斉唱の指導は、慣例的・儀礼的所作の範疇を超えて、愛国心教育のためのものとして位置付けられており、それによる卒業式等における「規律」の確保が、憲法を始めとする国内法や国際法としての児童権利条約に合致した形では行われておらず、児童権利条約28条に違反するとともに、教育の方向性としての国際平和や差別の撤廃という観点を欠落させており、児童権利条約29条に違反する。

(イ) 本件で侵害されている第三者の権利は、生徒らの国際法上の思想及び良心の自由や表現の自由などであり、精神的自由権として重要な権利である。公権力の介入により、生徒らが教育課程において国際法上の思

想及び良心の自由や表現の自由を侵害された場合、教職員は、生徒らの権利侵害につき利害関係を有するから、教職員が生徒らに対する権利侵害を主張できる。

ウ ユネスコ「教員の地位に関する勧告」について

ユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」は、一般慣行と法的信念があるから、憲法98条2項にいう「確立された国際法規」に当たる。本件各職務命令は、パラグラフ80（教員の市民的権利の行使の自由）及び50（懲戒手続における保護）に違反する。

(7) 争点7（教育長通知によって式次第が定められた本件卒業式の実施が違憲、違法か）について

（被告の主張）

ア 教育長通知に従うよう命じた本件各職務命令及び市国旗国歌条例4条が憲法26条に違反しないことは、前記(3)（被告の主張）アイのとおりであり、児童権利条約28条2項、29条1項に違反しないことは、前記(6)（被告の主張）イのとおりである。

イ 教育基本法前文は、同法の制定目的を、同法1条は教育の目的を、同法2条は教育の目標を規定したものにすぎず、具体的な法規範性を有しないから、本件各職務命令及び市国旗国歌条例4条は、同法前文、1条、2条に反しない。

ウ したがって、教育長通知に従って実施された本件卒業式は、適法である。（原告の主張）

ア 憲法と教育法規が根本的に改められたにもかかわらず、卒業式等における儀式は、戦前の様式を踏襲し、ただ「御真影」の代わりに「日の丸」を掲揚若しくは設置し、教育勅語の奉読がなくなったものの、生徒らが「日の丸」に敬意を表し、「君が代」を齊唱し、校長の訓話を聞くという「上からの教化方式」のままの状態である。この方式は、権力的に上から天皇

制の国家社会の価値観を一方的に生徒らに「注入」する「教化」であって「教育」ではなく、憲法26条に違反するとともに、「自主及び自立の精神を養う」に逆行するものであって、教育基本法前文、1条、2条2号にも違反する。

イ 本件卒業式の「日の丸」「君が代」の儀式は、生徒らがその儀式の内容、挙行される「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱について、十分理解を深めて自らがどのように判断するかという教育課程を経ることなく、いきなり儀式として強行され、生徒らにとってはそのまま受け入れざるを得ない状況に置かれる。この方式は、生徒らの人格が尊重されず、ただ権力的に「日の丸」「君が代」に象徴される価値観を感取させられる形で、その価値観を注入されるという正に教化の対象とされるだけである。そして、これらの儀式挙行の全ては規律として強制されるものであるから、児童権利条約28条2項に違反する。

また、「日の丸」「君が代」が体現する価値観は、日本という一国の、しかも、現憲法秩序では認められない天皇制を讃えて末永く続くことを表明する価値であり、かつ、歴史的には、他国の侵略に使われてきた象徴的な「旗」「歌」であって、児童権利条約29条1項に適合せず、逆に真正面から対立し、否定されるべき価値である。したがって、本件卒業式の「日の丸」「君が代」の儀式は、児童権利条約29条1項に違反する。

ウ したがって、教育長通知に従って実施された本件卒業式は、違法である。

(8) 争点8 (本件不起立等が地公法33条の信用失墜行為に当たるか) について

(被告の主張)

本件不起立等は、全校生徒等の出席する重要な学校行事である卒業式等の式典において行われた教員による職務命令違反であり、その結果、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらし、そ



れにより参列する生徒への影響も伴うものである。

したがって、本件不起立等は、地公法33条の信用失墜行為に当たる。

(原告の主張)

本件不起立等によって本件卒業式の進行に混乱は生じていない。原告の席
5 は、3列の職員席の2列目、左から2番目の席で、教頭の後ろの席であった。
原告は、開式後、司会の「起立」「一同礼」「国歌斉唱」の言葉の後に着席し、
「君が代」を起立斉唱せず、「君が代」の斉唱終了後起立し、校歌と一緒に
歌い、その後、卒業証書授与時の担任クラス生徒の呼名をし、本件卒業式は
無事終了した。少なくとも本件卒業式の当日中に、保護者・生徒から本件不
10 起立等について問合せや抗議はなかった。仮に本件不起立等を見た保護者や
生徒がいたとしても、本件不起立等は、大阪市における国歌斉唱の扱われ方
に対し、「君が代」に反対する者もいるという現実を生徒らに知らしめる意
味があり、生徒らの学習権や児童権利条約上の諸権利を保障するとともに、
教員としての教育の自由の権利行使としたものである。

したがって、本件不起立等は、地公法33条の信用失墜行為に当たらない。

(9) 爭点9（本件処分の処分量定について裁量権の逸脱又は濫用があるか）に
ついて

(原告の主張)

原告が本件各職務命令に従わなかつたという外形象的な面に着目して、形式
的には非違行為が認定されたとしても、本件各職務命令の違憲、違法性、動
機の真摯性に照らせば、市教委において原告を懲戒処分にすると判断するこ
とは、処分者に認められる裁量権を逸脱している。

(被告の主張)

ア 市職員基本条例別表11項該当性

25 本件不起立等は、「職務命令違反行為」に該当するところ、原告が本件
各職務命令に従わないことは、本件卒業式の秩序や雰囲気を一定程度損

なう作用をもたらし、本件卒業式に参列する生徒らへの影響も伴うものであったから、「公務の運営に支障を生じさせ」たといえる。

イ 市職員基本条例28条該当性

(ア) 非違行為の動機及び態様

原告は、本件卒業式時点で、①国歌斉唱時に起立斉唱を命ずる職務命令が憲法19条に違反しないとの最高裁判例が多数あったこと、②自らも山本校長から国歌斉唱時に起立斉唱を命ずる職務命令を受けていたこと、③卒業式が重要な学校行事であることをそれぞれ認識していた。

しかし、原告は、本件各職務命令が憲法19条に違反するものであるとの自己の信条に固執し、殊更に生徒や保護者、来賓の眼前で本件各職務命令に違反する行為を行い、ひいては、地公法、市国旗国歌条例等の法令に違反するに至った。原告は、仮に生徒らが教員の不起立を目撃したとしたら、「生徒の教育にとって有意義なものであるとさえ言える。」とまで述べている。

このような非違行為の動機及び態様に鑑みて、本件不起立等を正当化する要素は見当たらない。

(イ) 公務内外に与える影響

本件は、全国紙で掲載・報道されるなど、社会的な認知度も高く問題となり、学校教育に対する生徒、保護者、社会の信用を大きく損なわせた。特に、原告が卒業式という節目となる式典において非違行為を行ったことは生徒にとってその記憶が生涯にわたって残り得るから、その影響は極めて大きい。

(ウ) 原告の職責

原告は、当時59歳で教諭としてのキャリアも長く、他の教員に対しても指導的立場にあったから、その公然たる法令違反という非違行為は厳しく評価されるべきものである。

(エ) 非違行為の前後の態度

原告は、山本校長から再三にわたる職務命令を受け、これに従うよう度重なる説得を受け、他の教員からも説得を受けていたにもかかわらず、それらの声に耳を傾けなかった。また、原告は、本件処分後も反省・謝罪の弁を述べず、平成27年度の入学式で会場内の業務を担当した場合には起立しない旨明言していた。

このように、自己の信条に反する以上、法令や職務命令にも従う必要がないとの原告の考えは一貫しており、原告に対して宥恕すべき理由は一切ない。

ウ 以上のとおり、原告に対して懲戒処分を行う必要性は高く、他方で、原告に対して経済的負担を課す減給ではなく、処分として最も軽微な戒告処分にとどめているから、処分量定は相当である。

(10) 争点10（本件処分に手続違背があるか）について
(被告の主張)

地公法上、職員に対する懲戒処分をするに当たって告知と聴聞の手続を要する旨の規定はないから、口頭で弁明する機会が与えられなかつたとしても違法ではない。特に、最も軽微な懲戒処分である戒告処分がされたにすぎない本件ではなおさらである。

この点を措くとしても、被告は、原告に対し、平成27年3月16日の事情聴取の場が弁明の場である旨を告げており、原告はそのことを認識していた。実際に、原告は、被告に対し、同日付け上申書（甲52、乙7・1～18頁。以下「本件上申書①」という。）及び同月17日付け上申書(2)（甲53、乙7・19、20頁。以下「本件上申書②」といい、本件上申書①と併せて「本件各上申書」という。）を提出しており、原告には弁明の機会が与えられていた。

したがって、本件処分に当たり手続違背があったとはいえない。

(原告の主張)

行政手続法3条1項9号は、公務員の職務又は身分に関する处分について、同法2章から4章の2について適用を除外しているから、本件処分について、聴聞、弁明の機会の付与に関する行政手続法の規定は適用されない。しかし、懲戒処分のような不利益処分をする場合には、適正手続の保障に配慮がされるべきであり、弁明の機会が保障されることが必要である。

原告は、弁明の機会の付与を主張し、本件各上申書を提出するとともに、人事監察委員会教職員分限懲戒部会（以下「本件部会」という。）での口頭での弁明の機会を求めた。しかるに、本件部会は、原告に連絡せず、口頭での弁明の機会を付与しないまま実施され、原告に対して結果の報告もされなかつた。

したがって、本件処分は、その手続に違背がある。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（以下の事実は、特記しない限り、平成27年の出来事であり、月15日のみ記載する。）

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1）本件職務命令①の発出に至る経緯等

ア 原告は、平成26年4月1日、前任中学校から本件中学校に赴任し、同月3日の入学式終了後、同時期に赴任した山本校長に対し、「君が代」の起立斉唱ができない旨のビラを渡した。もっとも、原告は、上記入学式の際、式場外で写真撮影を担当しており、山本校長との間で、式典での起立斉唱について問題を生じなかつた。（甲14、乙18、弁論の全趣旨）

イ 大阪市教育長は、1月23日付けて、各校園長宛てに、教育長通知を発出した。

原告は、2月2日午前、校長室を訪れ、大野順之教頭（以下「大野教頭」

という。）同席の下、山本校長に対し、2種類の資料（「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について「日の丸」の歴史」「寸劇：『指導』っていじめ？」（甲4、乙7添付資料1・2）を交付するとともに、生徒に対して君が代に関する説明をすべきであると述べた。

5 山本校長は、同日午後、原告に対し、本件卒業式当日に起立斉唱するかを尋ねたところ、原告は、本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱はしない旨を述べた。山本校長は、現場が混乱するとして、原告に対して起立斉唱を求めた。

10 （以上につき、前提事実(3)ア、甲4、14、51、乙7、18、22、弁論の全趣旨）

ウ 山本校長は、2月5日、原告を校長室に呼び、大野教頭同席の下、原告に対し、本件卒業式に際しては混乱を招かないようにしたいので協力してほしいと述べた。これに対して、原告は、不起立そのものが混乱ではない、不起立を理由に処分されたら戦いたい旨を述べ、山本校長の要請を拒否するとともに、山本校長に対し、上記イの資料が市教委に届いていることを確認し、その資料を生徒に配布してもいいかどうか市教委の見解を聞いてほしいと述べた。（甲14、51、乙18、22、弁論の全趣旨）

エ 原告は、2月10日、市教委の回答を聞くために校長室に赴き、山本校長から、市教委の回答が本件中学校の教育課程上の問題であるというものであった旨を聞いたことから、山本校長に対し、前記イの資料を活用して生徒への説明を実施すべきである旨を述べた。（甲14、51、乙22、弁論の全趣旨）

オ 原告は、2月16日始業前、校長室に赴き、山本校長に対し、翌17日の職員会議に向けて「2015.1.23大阪市教育長通知（別紙）についての学校長への質問」と題する質問書（甲5）を交付し、他の教員に対しても同一の資料を机上配布した。

山本校長は、同日午後9時頃、校長室において、大野教頭同席の下、原告に対し、本件卒業式において混乱を避けたいと考えている旨を伝えた。これに対して、原告は、国歌斉唱時には静かに座り、国歌斉唱が終われば式をしっかりと続ける、そのどこが混乱になるのかと述べた。山本校長は、保護者が「なぜルールを守らない人がいるのか」という気持ちになるととも混乱だと思う旨を述べたところ、原告は、そうは思わないと述べた。

山本校長は、同日、教育長通知を校務支援パソコンの連絡掲示板に掲載した。

(以上につき、甲5、14、51、乙18、22、弁論の全趣旨)

カ 原告は、2月17日の職員会議の最後に上記の質問書を読み上げて質問したところ、山本校長は、原告に対し、「場を改めて回答する」と述べた。(甲14、51、乙22、弁論の全趣旨)

キ 山本校長は、2月18日、職員室における職員朝礼において、原告を含む全教員に対し、教育長通知が発出されており、これを校務支援パソコンに送信していること、市教委の指示に従い、教育長通知記載の内容の職務命令を発すること(本件職務命令①)、本件卒業式を混乱のないものにするために協力してほしいことを伝え、本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱することを求めた。

その後、山本校長は、原告の質問に回答するとして、「前提部分に調教教育との言葉もあり同意できないので、項目ごとの質問には答えず、全般的に思っていることを伝える。」「生徒の学習内容については学習指導要領にも位置付けられており、中野中学校の教育課程の問題として、教育課程検討委員会で検討し、具体的にしていきたい。」と述べた。

これに対して、原告は、具体的な質問に答えないことが理解できないとして、それは市教委の判断であるのかを問うと、山本校長は自分の判断

であると答えた。

(以上につき、前提事実(3)イ(ア)、甲7、14、51、乙18、21、22、弁論の全趣旨)

ク 原告は、山本校長の上記キの山本校長の回答が不十分であるとして、2月23日、山本校長に対し、「大阪市教委国旗・国歌通知に関する質問への学校長回答（2.18）に対する再質問」と題する質問書（甲7）を提出了。（甲7、14、51、弁論の全趣旨）

ケ 3月5日、本件中学校の教育課程検討委員会が開催され、原告は正式なメンバーではなかったが、オブザーバーとして参加した。同委員会（山本校長欠席）では、①原告が作成した資料（甲4）は、そのまま資料として採用しないこと、②3年生の卒業式の予行演習において、学年主任が生徒らに対して国歌斉唱について話をし、上記資料の一部を修正したものを各学級で配布することになった。

山本校長は、翌6日、原告を校長室に呼び、大野教頭同席の下、原告に対し、教育長通知を交付するとともに、本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱するよう求めたが、原告は、不当な職務命令には従えない旨を述べ、上記求めに応じない意向を示した。

(以上につき、甲14、51、乙18、22、弁論の全趣旨)

(2) 本件職務命令②③の発出に至る経緯等

ア 山本校長は、3月9日、職員室における職員朝礼において、大野教頭が事前に教育長通知を全教員の机上に配布した上で、原告を含む全教員に対し、教育長通知記載の内容の職務命令を発すること（本件職務命令②）、本件卒業式を混乱のないものにするために協力してほしいことを伝えた。

これに対して、原告は、起立しなかったからといって、それが混乱だとは思わない、職務命令が出されたことは分かった旨を述べた。

(以上につき、前提事実(3)イ(イ)、甲14、51、乙18、22、弁論の

全趣旨)

イ 山本校長は、3月10日、再度、原告を校長室に呼び、大野教頭同席の下、原告に対し、本件職務命令書を交付し、本件職務命令③を発したが、原告は、職務命令を出されても自らの考えを変えるつもりはない旨を述べた。このため、山本校長は、原告に対し、本件職務命令③における起立斉唱の対象は平成27年度の入学式も含まれるが、その入学式の際にも起立斉唱しないという考えは変わらないのかを尋ねた。

これに対して、原告は、自らが翌年3月に定年を迎える関係で翌年に新1年生を担任することではなく、翌年の入学式に出席することはないはずであるが、仮に入学式に出席することになつても、国歌斉唱時に起立斉唱するつもりはない旨を述べた。山本校長は、国旗国歌法と市国旗国歌条例には従つてもらいたいので、最後の最後まで説得させてもらうと述べたが、原告はこれに応じる意向を示さなかつた。

(以上につき、前提事実(3)イ(ウ)、甲14、51、乙18、21、22、弁論の全趣旨)

ウ 山本校長は、3月11日に行われた本件卒業式の打合せの際、原告を含む全教員に対し、混乱のない卒業式をお願いする旨を述べた。また、その際、他の教諭は、原告に対し、原告が本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱しなかつた場合、生徒らが大変な思いをするのでやめてほしいと述べたが、原告は、「それはその時の教育委員会が悪いので、問題はそっちだ。」などと述べた。

山本校長は、同日夜、他の教諭から本件卒業式を円滑に進行させるためには可能な限り原告が目立たないようにした方がよいとの指摘を受け、本来2列であった教員席を3列に変更するとともに、2列目の先頭に原告を配置することで、後方の保護者席から目立たないようにすることとした。



(以上につき、甲14、乙18、22、弁論の全趣旨)

(3) 本件卒業式当日（3月12日）の原告の状況等

ア 山本校長は、朝、式場を確認した際、上記(2)ウの配置では原告の席が来賓席から目立つことに気づき、急きよ原告の席を2列目の先頭から2番目(別紙図面の⑩)に配置することで、来賓席から目立たないようにした(乙18、弁論の全趣旨)。

イ 山本校長は、職員朝礼において、原告を含む全職員に対し、繰り返し混乱のない卒業式を求めた(甲14、乙18、22、弁論の全趣旨)。

ウ その後、本件中学校の体育館において本件卒業式が開始され、司会者の開式の号令に従い、原告を含む出席者らはその場で起立したが、司会者が国歌斉唱の号令を発したところ、原告のみが着席した。原告は、国歌斉唱が終了した後、校歌斉唱時に再び起立した。(前提事実(4)、甲14、乙18、22、弁論の全趣旨)

エ 山本校長は、本件卒業式終了後、原告に対し、国歌斉唱時に着席したかどうかを確認したところ、原告が着席した事実を認めたことから、市教委事務局指導部にその旨を報告した(甲14、乙18、22、弁論の全趣旨)。

(4) 本件処分に至る経緯

ア 山本校長は、3月13日、原告が本件各職務命令に違反した事実を報告するため、教員事故報告書(甲14)を作成し、市教委に提出した。

なお、山本校長は、7月15日、原告からの訂正要請を受けて、上記報告書のうち、「H27/3/5・・・(中略)・・・①内容が偏っている」との記載部分を「内容がそぐわない」と修正した報告書を作成し、市教委に提出した。

(以上につき、甲14、15、51、乙18、21、22、弁論の全趣旨)

イ 3月16日午後1時13分から同日午後2時34分まで、市教委生涯学

習部会議室において、市教委事務局職員4名及び山本校長の出席の下、原告からの事情聴取が行われた。その際、原告は、本件卒業式に至る事実経過及び原告が本件各職務命令に従わなかった理由等を記載した本件上申書①を提出した。また、原告は、市教委事務局職員らから事情聴取が弁明の場であることの説明を受けた上で、事情聴取に応じた。

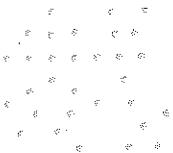
原告は、同月19日、市教委に対し、本件上申書①の「職務命令に従えない理由」をより詳細に記載した本件上申書②を提出した。

市教委事務局は、本件不起立等の事実を認定した上で、本件不起立等が地公法32条及び33条に違反すると判断し、同種事案における最高裁判例や過去の懲戒処分例を参考にしつつ、原告の日頃の勤務態度や本件行為後の対応等も含めて総合的に考慮した結果、原告には一貫して反省の態度が見られず、処分量定を軽減する斟酌事由がないとして、戒告処分が妥当であると判断した。

(以上につき、甲51～53、乙18、19、23、弁論の全趣旨)

ウ 4月17日午後1時から午後2時まで、市教委事務局会議室において、委員3名及び事務局職員2名の出席の下、大阪市人事監察委員会教職員分限懲戒部会（本件部会）が開催された。原告は、本件部会に出席して自ら委員らに対して口頭で事情説明したい旨を申し出たが、委員から本件各上申書によって原告の主義主張を理解することができるとの意見が出されたことから、本件部会は、原告を出席させて直接意見を聴取する必要ないと判断し、会議を続行して戒告処分が相当であると判断した。（乙10、19、21、弁論の全趣旨）

エ 5月12日午前9時30分から午後1時45分まで、大阪市役所本庁舎屋上会議室及び3階教育委員室において、大森不二雄委員長を含む5名の委員及び山本晋次教育長を含む24名の職員ら合計29名が出席し、平成27年第11回大阪市教育委員会会議が開催され、原告に対する懲戒処分



として戒告する議案について審議された。その際、資料として、本件各上申書が提出されたところ、市教委事務局井上省三教務部長は、議案の説明において、本件各上申書には原告の主張が記載されているが、処分に当たり斟酌する内容は含まれていない旨を説明した。その上で、同委員会は、質疑応答の後、原告に対する懲戒処分が妥当であり、その量定は戒告が妥当であると判断し、全会一致で当該議案を可決した。(甲17、乙17、19、21、弁論の全趣旨)

オ 市教委は、5月13日付で本件処分をした(前提事実5)。

2 争点1(本件各職務命令が国民主権原理に反するか)について

後記3で詳述するとおり、公立学校の卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるとしても、一般的、客観的に見て、儀式的行事における慣例上の儀礼的所作としての性質を有する行為ということができるのであり、象徴天皇制を採用する憲法下において、天皇主権を礼賛し、国民主権原理に反する行為を強要するものとはいえない。

したがって、本件各職務命令が国民主権原理に反して違憲無効であるとはいはず、前記第2の3(1)の原告の主張は採用することができない。

3 争点2(本件各職務命令及び市国旗国歌条例が原告及び生徒らの思想及び良心の自由を侵害するか)について

(1) 原告の思想及び良心の自由の侵害の有無について

ア 前記第2の3(2)の原告の主張ア(ア)a-d、イ(ア)aについて

(ア) 市国旗国歌条例施行当時のみならず、本件各職務命令当時においても、公立学校における卒業式等の式典において、国歌としての「君が代」の斉唱が広く行われていたことは周知の事実であり、学校の儀式的行事である卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識さ



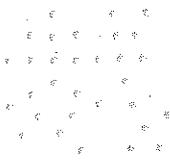
れるものというべきである。したがって、上記の起立斉唱行為は、その性質から見て、原告の有する歴史観や世界観を否定することと不可分に結びつくものということはできず、それ自体を否定するということはできないし、また、その外部からの認識という点から見て、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難であり、それが職務命令に従って行われる場合にはそのように評価することは一層困難であるといえるから、本件卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱を命ずる旨の本件各職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものでもない。そうすると、市国旗国歌条例及び本件各職務命令は、これらの観点において、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めるることはできない。もっとも、上記の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるといえ、自らの歴史観や世界観等との関係で否定的な評価の対象となる者が代に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観や世界観に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいえる。個人の歴史観や世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。そこで、このような間接的な制約について検討するに、個人の歴史観や世界観には多種多様なものがあり得るのであり、それが内心にとどまらず、それに由来する行動の実行又は拒否という外部的行動として現れ、当該外部的行動が社会一般の規範等と抵触する場面において制限を受けることがあるところ、その制限が必



要かつ合理的なものである場合には、その制限を介して生ずる上記の間接的な制約も許容され得るものというべきである。そして、このような間接的な制約が許容されるか否かは、本件各職務命令の目的及び内容並びに上記の制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量して、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である（以上につき、最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決・民集65巻4号1780頁、同平成23年6月6日第一小法廷判決・民集65巻4号1855頁、同平成23年6月14日第三小法廷判決・民集65巻4号2148頁、同平成23年6月21日第三小法廷判決・裁判集民事237号53頁参照）。

(イ)これを本件についてみると、確かに、本件卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、原告の歴史観や世界観との関係で否定的な評価の対象となるものに対する敬意の表明の要素との関係において、その歴史観や世界観に由来する行動との相違を感じさせることとなるという点においては、「日の丸」「君が代」に否定的な考えを有する原告の思想及び良心の自由を間接的に制約する面があるということができる。

しかしながら、他方で、学校の卒業式等という教育上特に重要な節目となる儀式的行事においては、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるといえる。法令等においても、学校教育法は、中学校教育の目標として我が国と郷土の現状や歴史についての正しい理解並びに伝統と文化の尊重、他国の尊重や国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養を掲げており（同法46条、21条3号）、また、国旗国歌法は、従来の慣習を法文化して、国旗は日の丸とし、国歌は君が代とする旨を定め、市国旗国歌条例は、国旗国歌法、教育基本法及び文部科学省が定める学習指導要領の趣旨を踏まえ、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、

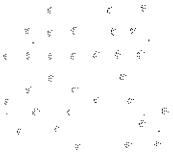


他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養を目的として、
教職員に対して市立学校の行事における国歌斉唱時の起立斉唱を定めて
いる（前提事実(1)）。そして、住民全体の奉仕者として法令等及び上司
の職務上の命令等に従って職務を遂行すべきこととされる地方公務員の
地位の性質及びその職務の公共性（憲法15条2項、地公法30条、3
2条）に鑑みると、公立中学校の教員である原告は、法令等に従わなければ
ならぬ立場にあり、地公法に基づき、その勤務する本件中学校の
山本校長から学校行事である本件卒業式に関して本件各職務命令を受け
たものである（前提事実(3)イ）。

これらの点に照らすと、本件各職務命令は、公立中学校の教諭である
原告に対して本件卒業式という式典における慣例上の儀礼的な所作とし
て国歌斉唱時の起立斉唱を求める内容とするものであり、学校教
育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等
の諸規定の趣旨に沿って、かつ、地方公務員の地位の性質及びその職務
の公共性を踏まえた上で、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさ
わしい秩序の確保とともに、当該式典の円滑な進行を図るものとい
うことができる。

以上の諸事情を踏まえると、本件各職務命令は、これが上記のように
原告の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面はあるもの
の、本件各職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる上
記制約の態様等を総合的に衡量すれば、上記制約を許容し得る程度の必
要性及び合理性があるものというべきである。

- (ウ) したがって、本件各職務命令及びその根拠又は前提となった市国旗
国歌条例は、原告の思想及び良心の自由を侵害するものとはいはず、
上記の原告の各主張は採用することができない。
- イ 原告のその他の主張について



(ア) 前記第2の3(2)の原告の主張ア(ア)bについて

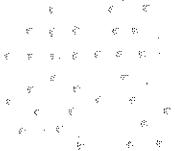
上記ア説示のとおり、本件各職務命令は、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図ることを目的として発せられたものであるところ、本件不起立等の性質、態様は、全校生徒、保護者、来賓等の出席する重要な学校行事である本件卒業式において行われた教員による職務命令違反であり、本件不起立等は、その結果、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらすものであって、それにより式典に参列する生徒らへの影響を伴うことは否定し難いものである。

そうすると、本件各職務命令がその目的とする事実の基礎を欠いて発せられたものであるとはいえないから、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 前記第2の3(2)の原告の主張ア(ア)cについて

卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱行為の一般的、客観的な性質やその外部からの認識という観点から見て、本件各職務命令が個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めることはできないことは前記ア説示のとおりである。このことは、最高裁平成23年判決の後に市国旗国歌条例及び市職員基本条例が施行され、市国旗国歌条例が我が国と郷土を愛する意識の高揚に資することを目的として掲げているとしても何ら異なるものではなく、最高裁平成23年判決の事案と異なるということはできない。また、市国旗国歌条例が、市職員基本条例による免職処分による威嚇を用いて起立斉唱を拒否する教員を排除する目的を有していたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記各主張は採用することができない。



(ウ) 前記第2の3(2)の原告の主張イ(ア)b cについて

上記ア、イ(ア)(イ)の説示に照らすと、原告の上記各主張は採用すること
ができない。

(2) 生徒らの思想及び良心の自由の侵害の有無について

前記第2の3(2)の原告の主張ア(イ)a b、イ(イ)は、自らの法律上の利益に
関係のない違法を主張するものであり、主張自体失当である。たとえ教員は、
生徒らの人格と能力を最大限に発達させるために必要な学習を継続的に提供
しつつ、生徒らの健全な学習環境を保護するために公教育への不当な介入に
抵抗する職責があるとしても、そのことをもって教員が生徒らの思想及び良
心の自由侵害を主張し得る法律上の利害関係を有しているということはでき
ない。

この点を措くとしても、上記(1)説示のとおり、卒業式等における国歌斉唱
時の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上
の儀礼的な所作としての性質を有し、かつ、そのような所作として外部から
も認識されるものというべきであり、本件中学校の教員が本件各職務命令に
従い本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱したとしても、生徒らにおい
て国家に対する特定の認識を刷り込まれるということはできないから、本件
各職務命令及びその根拠又は前提となった市国旗国歌条例は、生徒らの思想
及び良心の自由を侵害するものということはできない。

したがって、原告の上記各主張は採用することができない。

4 爭点3（本件各職務命令及び市国旗国歌条例が生徒らの学習権及び原告の教
育の自由を侵害するか）について

(1) 生徒らの学習権の侵害について

前記第2の3(3)の原告の主張ア(イ)、イ(イ)は、自らの法律上の利益に関係の
ない違法を主張するものであり、主張自体失当である。

この点を措くとしても、上記3の説示に照らすと、本件各職務命令及びそ

の根拠又は前提となった市国旗国歌条例は、生徒ら対して誤った知識や特定の認識を植え付けるものとはいえないから、生徒らの学習権を侵害するものとはいえない。

したがって、原告の上記各主張は採用することができない。

5 (2) 原告の教育の自由の侵害について

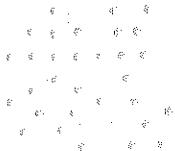
前記3の説示によると、本件中学校の教員が本件各職務命令に従い本件卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱したとしても、それが生徒らにとって教育的指導として受け止められるとはいはず、原告に対して特定の教育方法を強制しているとはいえないから、本件各職務命令及びその根拠又は前提となった市国旗国歌条例は、生徒らに対して誤った知識や特定の認識を植え付けるなど生徒らの人格形成を妨げるような内容の教育の実施を原告に強制するものではないといえるのであり、原告の教育の自由を侵害するものとはいえない。

したがって、前記第2の3(3)の原告の主張イは採用することができない。

15 5 爭点4（市国旗国歌条例が国旗国歌法に矛盾抵触し、無効か）について

(1) 条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決するのが相当であり、例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、上記規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなり得ると解される（最高裁昭和50年9月10日大法廷判決・刑集29巻8号489頁参照）。

(2) これを本件についてみると、国旗国歌法は、従来の慣習を法文化したものであるのに対し、市国旗国歌条例は、国旗国歌法の趣旨を踏まえ、伝統と文



5

10

15

20

25

化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養を目的として、教職員に対して市立学校の行事における国歌斉唱時の起立斉唱を定めたものであるから、市国旗国歌条例は、国旗国歌法の趣旨に沿うものであり、かつ、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえた上で、生徒らへの配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに卒業式等の円滑な進行を図るものということができる（前掲最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決）。そして、国旗国歌法は、国旗を日章旗とし、国歌を君が代とするのみを定め、学校行事における国歌斉唱時の所作について何らの定めも置いていないが、そのことをもって国旗国歌法が学校行事における国歌斉唱時の所作についていかなる規制をも施すことなくこれを放置する趣旨であると解すべき根拠は見当たらないから、市国旗国歌条例が国旗国歌法に矛盾抵触するものとして無効であるとはいえない。

なお、国旗国歌法制定当時の文部省（当時）初等中等教育局長の答弁においても、国旗国歌法成立以前から学校における国旗・国歌の指導がされており、教員は学習指導要領に基づいて国旗・国家に関する指導を含め教育指導を実施する職務上の責務を負うことが確認されているにすぎず（甲35）、これをもって、国旗国歌法が、学校行事における国歌斉唱時に関する規制を施すことなくこれを放置する趣旨であると解することはできない。

したがって、前記第2の3(4)の原告の主張は採用することができない。

6 爭点5（市国旗国歌条例違反事例における市職員基本条例の適用が違憲、違法か）について

原告は過去に職務命令違反行為により懲戒処分を受けたことはなく（原告本人11頁）、原告が受けた本件処分も戒告であり、本件処分の処分量定に当たって同一の職務命令違反を繰り返した場合に免職とする旨の市職員基本条例43条5項が適用されたわけではないから、前記第2の3(5)の原告の主張は前提

を欠いている。

この点を措くとしても、前記3、4説示のとおり、本件各職務命令をもって卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を命じることが原告や生徒らの憲法上の権利を侵害するとはいえないから、市国旗国歌条例違反事例において市職員基本条例を適用することが違憲であるということはできない。

したがって、市国旗国歌条例違反事例において市職員基本条例の適用が違憲、違法であるとはいはず、原告の上記主張は採用することができない。

7 爭点6（本件各職務命令が国際法に違反するか）について

(1) 自由権規約について

ア 自由権規約2条1項について

同項は、締約国に対する一般的な義務を規定するものであって、我が国の個々の国民に対して直接権利を保障するものということはできないから、本件各職務命令が同項に違反するということはできない。

イ 自由権規約18条について

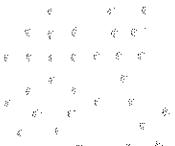
前記3の説示によると、本件各職務命令は、思想、良心の自由及び宗教の自由を侵害するものとはいえないから、同条に違反するということはできない。

ウ 自由権規約19条について

本件各職務命令は、特定の意見を持つことを強制したり、これに反する意見を持つことを禁止したりするものではないから、原告の「意見を持つ権利」を侵害するものとして同条に違反するということはできない。

(2) 児童権利条約について

児童権利条約は、児童の享有する権利について定めたものであり、同条約12条から14条の権利享有主体は児童であると解されるから、児童権利条約違反をいう原告の主張は、自らの法律上の利益に關係のない違法を主張するものであり、主張自体失当である。



この点を措くとしても、市国旗国歌条例は、教員による生徒らへの国歌斉唱の指導については何ら定めておらず、市国旗国歌条例の趣旨を踏まえて発せられた教育長通知も、平成27年度の卒業式及び平成28年度の入学式において「ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」ことを求めているにすぎず、それ以上に具体的な指導方法について定めるものではないから、教育長通知に基づく国歌斉唱の指導が直ちに生徒らの児童権利条約上の権利を侵害するとはいえない。

また、同条約28条は締約国の措置を定め、同条約29条は締約国が児童の教育に関して指向すべきことに同意するものであり、これらをもって、本件中学校の生徒らの権利侵害の根拠とはできない。

(3) ユネスコ「教員の地位に関する勧告」について

同勧告は、条約のような法的拘束力を持つものではなく、憲法98条2項にいう「確立された国際法規」にも当たらないというべきであるから、本件各職務命令の効力を左右するものではない。

(4) 小括

以上によれば、本件各職務命令が国際法に違反するとはいせず、前記第2の3(6)の原告の主張はいずれも採用することができない。

8 爭点7（教育長通知によって式次第が定められた本件卒業式の実施が違憲、違法か）について

(1) 前記第2の3(7)の原告の主張アについて

教育基本法前文、1条、2条は、その内容に照らして、具体的法規範性を有しないと解されるから、教育長通知によって式次第が定められた本件卒業式の実施がこれらの規定に違反して違法であるということはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 前記第2の3(7)の原告の主張イについて

原告の上記主張は、自らの法律上の利益に關係のない違法を主張するもの



であり、主張自体失当である。

この点を措くとしても、上記3、7の説示に照らすと、本件各職務命令及び市国旗国歌条例が憲法26条、児童権利条約28条、29条に違反して違憲、違法とはいえないから、教育長通知によって式次第が定められた本件卒業式の実施もまたこれらの規定に違反して違憲、違法ということができない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

9 争点8（本件不起立等が信用失墜行為に当たるか）について

原告は、地方公務員として職務命令に従う義務を負い、かつ、生徒の模範となるべき教員という立場にありながら、生徒らや保護者等の参列する本件卒業式において、適法な本件各職務命令に公然と違反して本件不起立等に及んだものであり、のこと自体、教員の職の信用を傷つける行為であるといえる。

そうすると、本件不起立等は、地公法33条にいう信用失墜行為に当たるというべきであり、本件不起立等が本件卒業式を積極的に妨害するものでなかつたとしても、何ら上記判断を左右するものではないというべきである。

10 争点9（本件処分の処分量定に裁量権の逸脱又は濫用があるか）について

（1）本件不起立等の地公法29条1項所定の懲戒事由の該当性

本件不起立等は、本件各職務命令に違反しており、地公法32条が規定する上司の職務上の命令に忠実に従うべき義務に違反するものであるから、地公法29条1項1号に該当する。また、本件不起立等は、本件各職務命令に基づく職務上の義務に違反するものであるから、同項2号に該当する。

加えて、本件不起立等は、全校生徒、保護者、来賓等の出席する重要な学校行事である本件卒業式においてなされた教員による職務命令違反であり、加えて、上記9で説示したとおり、地公法33条の信用失墜行為に当たるのであり、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべき地方公務員の地位や職務の公共性（憲法15条、地公法30条、32条）に鑑みると、同項3号に該当するというべきである。

したがって、本件不起立等は、地公法29条1項各号の懲戒事由に該当する。

(2) 処分量定について

ア 地方公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の上記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しております、その判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものと解される（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成2年1月18日第一小法廷判決・民集44巻1号1頁）。

イ これを本件についてみると、本件各職務命令は、前記3で説示したとおり憲法19条に違反するものではなく、学校教育の目的や卒業式の儀式の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮も含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るものであり、このような観点からその遵守を確保する必要性があるものである。

山本校長は、本件卒業式に先立ち、原告に対し、本件卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱を求めて説得を重ねたが、功を奏さなかつたことから、3回にわたり本件各職務命令を発出したにもかかわらず、原告は本件不起立等に及んだものである（認定事実(1)～(3)）。上記8説示のとおり、本件不起立等は、全校生徒、保護者、来賓等の出席する重要な学校行事である本件卒業式において行われた教員による職務命令違反であり、積極的に本件卒業式の進行を妨げるものではなく、原告の席が目立つ位置



ではなかったとしても、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらし、それにより式典に参列する生徒らへの影響を伴うものである。原告は、本件不起立等から本件処分に至る経過においても、自らの行為を省みたことはうかがわれない（認定事実④）。

市職員基本条例によると、職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせたときには、減給又は戒告の処分を行うものとされているところ（市職員基本条例28条1項、別表11項）、上記の事情によれば、本件各職務命令の違反に対し、教員の規律違反の責任を確認してその将来を戒める処分である戒告処分をすることは、学校の規律や秩序の保持等の見地から相当であって、法律上、処分それ自体によって教員の法的地位に直接の職務上又は給与上の不利益を及ぼすものではないことも併せ考慮すると、たとえ原告が本件処分より前に懲戒処分等を受けていないことを勘案しても、最も軽い懲戒処分である戒告とした本件処分が社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認めることはできないというべきである。

(3) 小括

以上より、府教委に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいはず、本件処分が違法ということはできない。

11 争点10（本件処分に手続違背があるか）について

地方公務員である大阪市職員に対する懲戒処分に際して告知・聴聞の手続を要求する法令又は条例上の規定はなく、本件処分に際して原告に告知、聴聞の機会が付与されなかったとしても、直ちに本件処分に手続違背があるということはできない。

かえって、原告は、平成28年3月16日に行われた市教委による事情聴取に際して本件上申書①を提出し、その事情聴取が弁明の場であるとの説明を受けた上で、事情聴取に応じたこと、原告は、同月19日にも市教委宛てに本件

上申書②を提出し、本件部会において本件各上申書も検討され、原告に対する懲戒処分を議案とする市教委の会議でもこれが資料として提出された上で本件処分がされたことが認められる（認定事実④）。これらの経緯に照らせば、本件処分までに、原告に対して自らの意見を述べる機会が付与されたといえるから、本件部会において原告に対して口頭で意見を述べる機会が付与されなかつたとしても、本件処分に手続違背があったということはできない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

10 大阪地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 横田昌紀

15

裁判官 長谷川武久

裁判官 岩崎雄亮



(別紙)

本件に関する法律及び条例一覧

○ 国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）【略称：国旗国歌法】

5 1条1項 国旗は、日章旗とする。

2条1項 国歌は、君が代とする。

○ 大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例

（平成24年大阪市条例第16号、同年2月29日施行（甲3、乙12））【略称：市国旗国歌条例】

10 1条 この条例は、国旗国歌法、教育基本法及び文部科学省が定める学習指導要領の趣旨を踏まえ、被告の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととする目的とする。

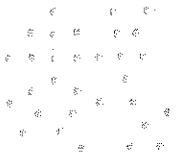
15 4条 市立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあっては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。

20 ○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号、ただし、令和3年法律第63号による改正前のもの）【略称：地公法】

29条（懲戒）

1項 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

25 1号 この法律若しくは57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の期間の定める規程



に違反した場合

2号 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

3号 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

5 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

33条（信用失墜行為の禁止）

10 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○ 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号、同年6月1日施行（乙8））【略称：市職員基本条例】

28条（懲戒の基準）

15 1項 任命権者は、別表非違行為の類型欄に掲げる非違行為（職員が地公法29条1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。）の類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類の懲戒処分（懲戒処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

30条（懲戒の手続）

20 1項 任命権者は、懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定に当たっては、63条の規定による大阪市人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

43条（職務命令違反に対する分限処分）

1項 任命権者は、職務上の命令（書面により行われたものに限る。以下この条において同じ。）に違反する行為（以下「職務命令違反行為」という。）を行ったことにより懲戒処分を受けた職員に対し、警告書の交付、研修の実施その他当該職員による職務命令違反行為を防止するために必要な措置を講じなければならない。

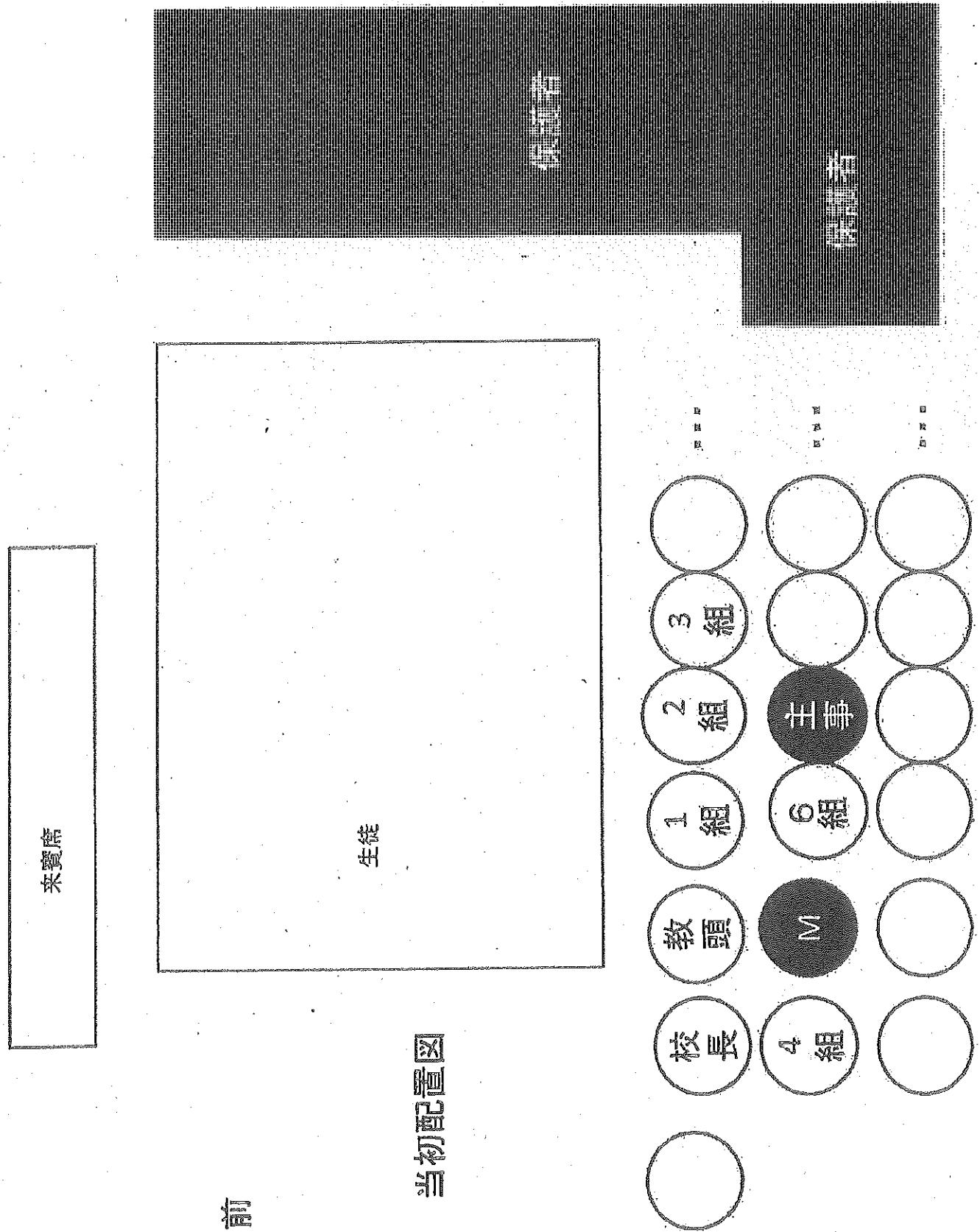
4項 職務命令違反行為を繰り返す職員に対する1項の研修は、当該職員に職務上の命令に違反することに対する意識の改善があると認められるまでの間、14条2項の職場外での研修として、実施しなければならない。

5項 任命権者は、前項の規定による措置を受けた職員にお職務命令違反行為があった場合であって、当該職員による職務命令違反行為の累計が5回となるとき又は同内容の職務命令違反行為の累計が3回となるときは、33条1項並びに34条3項及び4項の規定にかかわらず、地公法28条1項3号に該当するものとして、当該職員を分限処分として免職することができる。

別表

項目番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
1.1	職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告

別紙図面



これは正本である。

令和4年11月28日

大阪地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 塚田昭博

